

## 4

## 子供の貧困

### 子供の貧困対策

OECDでは、2010（平成22）年のOECD加盟国の子どもの貧困率を公表しているが、これによると、我が国の子どもの貧困率はOECD加盟国34か国中25位と高い水準となっており、子供がいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率が特に高くなっている。

相対的貧困率は可処分所得のみで算定されていることから、この数字だけで貧困の状況全てを測ることはできないが、長期的な傾向としておおむね緩やかに上昇していることから、子供の貧困が解決しなくてはならない状況にあることがうかがえる。

子供の貧困対策については、2013（平成25）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014（平成26）年1月17日に施行した。本法では、子供の将来がその生育環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的としている。

本法を踏まえ、政府は、同年8月29日「子供の貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定）した。当該大綱では、子供の貧困対策に関する基本的な方針をはじめ、子供の貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策、子供の貧困に関する調査研究等及び施策の推進体制等を定めている。

子供の貧困対策を推進するにあたっては、国民の力を結集する必要があるとともに、経済的にも様々な困難を抱えているひとり親家庭等に対して、特にきめ細かな支援が必要である。2015（平成27）年4月2日には、子供の貧困対策を、国民の幅広い理解と協力の下に国民運動として展開していくため、政府、地方公共団体、経済界、労働組合、マスコミ、支援団体等から成る発起人が一堂に会

し、「『子供の未来応援国民運動』発起人集会」を開催した。同集会では、国民運動事業の例などを盛り込んだ「子供の未来応援国民運動趣意書」を採択し、国民運動の方向性を示すとともに、発起人の一人でもある安倍内閣総理大臣より経済的に厳しいひとり親家庭等の支援について充実施策の検討が指示され、政策パッケージを策定することが述べられた。

### ひとり親家庭、多子世帯等の自立に向けた支援

「『子供の未来応援国民運動』発起人集会」での安倍内閣総理大臣の指示を受けて、関係府省により検討が進められ、2015（平成27）年8月、「すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議」（議長：内閣官房副長官）が設置されるとともに、方向性をとりまとめた。同会議では、同年12月、財源確保も含めた政策パッケージとして、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト」からなる「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を取りまとめ、子どもの貧困対策会議（議長：内閣総理大臣）にて決定した。また、同副大臣等会議において、2016（平成28）年2月、本プロジェクトの愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定した。

このプロジェクトでは、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実することとしており、主な内容としては、地方公共団体の窓口のワンストップ化の推進、子供の居場所づくりや学習支援の充実、親の資格取得支援の充実、児童扶養手当の機能の拡充を盛り込んでいる。

また、児童扶養手当の多子加算額について、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を図ることとし、第2子の加算額を月額5千円から月額最大1万円（36年ぶりの引き上げ）に、第3子以降の加算額を月額3千円から月額最大6千円（22

年ぶりの引き上げ)とする「児童扶養手当法の一部を改正する法律」が2016年通常国会(第190回国会)で成立した。

### 社会全体で応援する取組

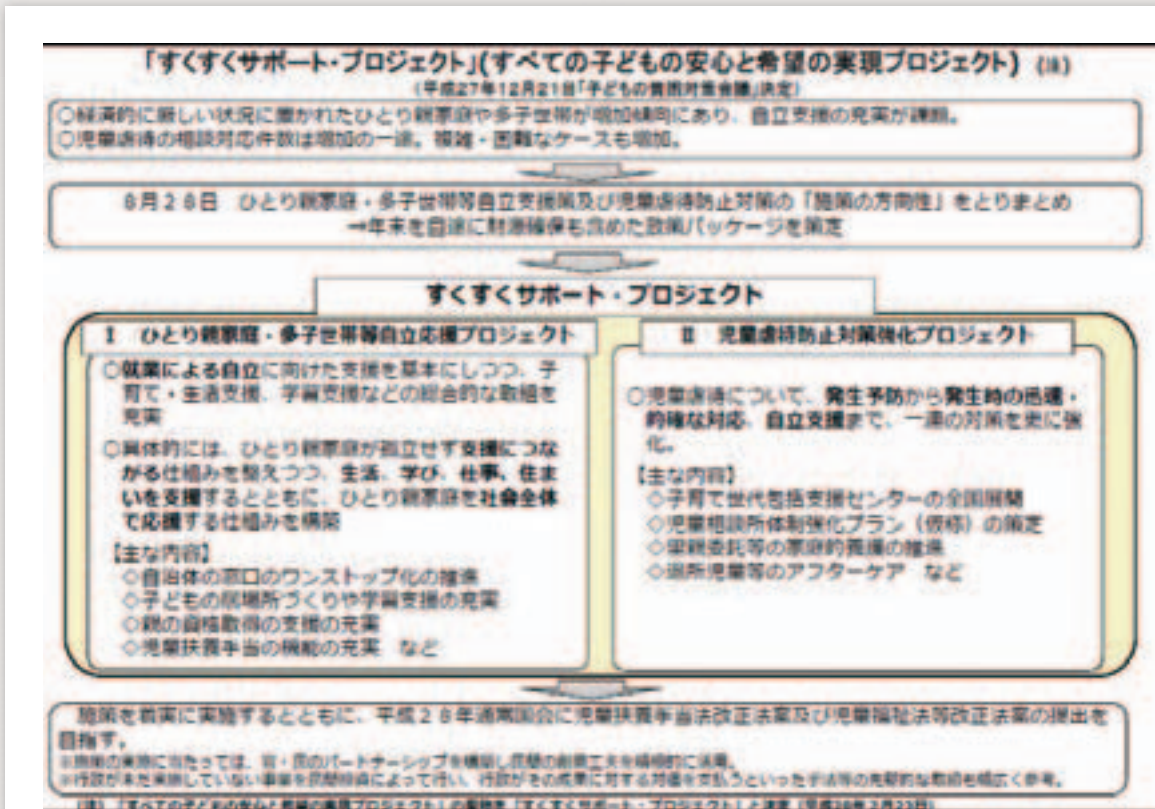
2015(平成27)年4月以降、上記「子供の未来応援国民運動趣意書」に基づき各種事業の内容の具体化や関係各方面との調整を進め、同年8月28日に「子どもの貧困対策会議」を開催し、同国民運動の始動時期や推進体制に関して了解を得て、同年10月1日に「子供の未来応援国民運動」が始動した。具体的には、「子供の未来応援国民運動ホームページ」を開設し、国や地方公共団体の各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトや、CSR活動を行う企業等の支援リソースとNPO等が抱え

ているニーズの双方を掲載し、相互に検索できるマッチングサイトを設けるとともに、草の根で支援を行っているNPO等への助成等を行うため、「子供の未来応援基金」を創設した。

その後、同年10月19日において「子供の未来応援国民運動発起人会議」を開催し、今後の国民運動の展開について議論するとともに、子供の未来応援国民運動発起人より同基金への協力を呼びかける決議が行われた。国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策が推進されるよう、同国民運動の広報・啓発活動も実施しているところである。

また、「すくすくサポート・プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方公共団体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会

## 第2-2-8図 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト



などを「つなぐ」地域ネットワークの形成の支援を目的として、「地域子供の未来応援交付金」を創設した。

### **沖縄の子供の貧困対策**

2015（平成27）年10月以降、沖縄の子供の貧困に関し、全国に比べて特に深刻な状況等について、実際に様々な支援活動に取り組

んでいるNPOや有識者との意見交換などを行った。深刻な状況にも関わらず行政の支援が子供に行き届いていないことや、日中にとどまらず夜間も子供の居場所がないことなど、沖縄特有の課題に緊急に対応するため、2016（平成28）年度より居場所づくりや支援員の配置を、モデル的・集中的に実施することとした。



### 学校教育段階からの妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の教育

高等学校の保健体育の啓発教材「健康な生活を送るために」の改訂にあたり、個人が将来のライフデザインを描けるようにするため、その前提となる、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識等について盛り込んだ。

### 性に関する科学的な知識の普及

生涯を通じた女性の健康支援事業では、保健所、市町村保健センター等において、妊娠、避妊や性感染症を含めた女性の心身の健康に関する相談指導のほか、女性のライフステージに応じた健康教育等を実施している。

また、性感染症に関する特定感染症予防指針においては、性感染症は、10代半ばから20代にかけての若年層における発生の割合が高いことから、性感染症から自分の身体を守るための正確な情報提供を適切な媒体を用いて行うことで、広く理解を得ることが重要であり、保健所等が行う健康教育にあつては、教育関係者及び保護者等と十分に連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行うこととしている。

さらに、学習指導要領においては、学校における性に関する指導は、児童生徒の発達の段階に応じて性に関する知識を理解させるとともに、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取ることができるようになることを目的とされており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指

導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切である。

政府においては、学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会等を行ったところである。

### 妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

学習指導要領においては、学校における性に関する指導として、児童生徒が妊娠、出産などに関する知識を確実に身に付け、適切な行動を取ることができるようにすることを目的とされており、これに基づき保健体育科を中心に学校教育活動全体を通して指導が行われている。

また、児童生徒に、家族の一員として家庭生活を大切にできる心情を育むことや、子育てや心の安らぎなどの家庭の機能を理解させるとともに、これからの生活を展望し、課題をもって主体的によりよい生活を工夫できる能力と態度を身に付けさせることが重要である。このため、小学校、中学校、高等学校において、発達の段階を踏まえ、関連の深い教科を中心に、家庭・家族の役割への理解を深める教育がなされている。

2008（平成20）年3月には小・中学校、2009（平成21）年3月には高等学校の学習指導要領を改訂し、家庭と家族の役割に気付かせる実践的・体験的な学習活動を一層重視するなど、教育内容の充実を図っている。

#### ・乳幼児と触れ合う機会の提供

乳幼児と接する機会の少ない中学生、高校生等が、乳幼児と出会い、触れ合うことは、他者への関心や共感能力を高め、乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸成するとともに、乳幼児へのイメージが膨らみ、将来、親となり子育てに関わる際の予備知識を得る重要な機会であることから、中学生及び高校生等が乳幼児と出会い、触れ合う機会を広げるための取組を推進している。

### ・学校・家庭・地域における取組の推進

将来の親となる世代が子供や家庭について考え、子供とともに育つ機会を提供するとともに、国民一人ひとりが家庭や子育ての意義について理解を深められるようにするため、学校教育においては、子供たちに乳幼児との触れ合いの機会をできるだけ多く提供し、将来親となった際に必要となる子育ての基本的な知識・技能・態度等を習得させるとともに、少子化とそれがもたらす社会への影響、子育てや男女が協力して家庭を築くことの大切さなどについても理解を深めさせることが重要である。

このため、小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

また、道徳教育用教材「私たちの道徳」の活用を推進するとともに、学校・地域の実情などに応じた多様な道徳教育を支援するため、道徳教材の活用をはじめ、道徳教育充実

のための外部講師派遣、保護者・地域との連携など地方公共団体による多様な事業への支援を行う「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を実施しており、生命を大切にすする心や思いやりの心、協力し合う態度を育成する道徳教育の一層の推進を図っている。家庭や地域における取組としては、夫婦で共同して子育てをすることの大切さや命の大切さなどについて、保護者が理解を深められるよう、地域が主体的に実施する家庭教育に関する取組を支援している。

### キャリア教育の推進

男女ともに、ライフイベントを踏まえて多様な選択肢の中から自分の生き方を考えることができるよう、男女共同参画の視点からのキャリア教育を推進するため、高校生を対象としたブックレットの普及を進めるとともに、学生を対象に男女の働き方や家庭生活について考えるワークショップを実施し、普及のための実践手引書を作成した。